

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型/海外/債券/累積投資適用

【設定・運用は】

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社



第85期決算のお知らせ

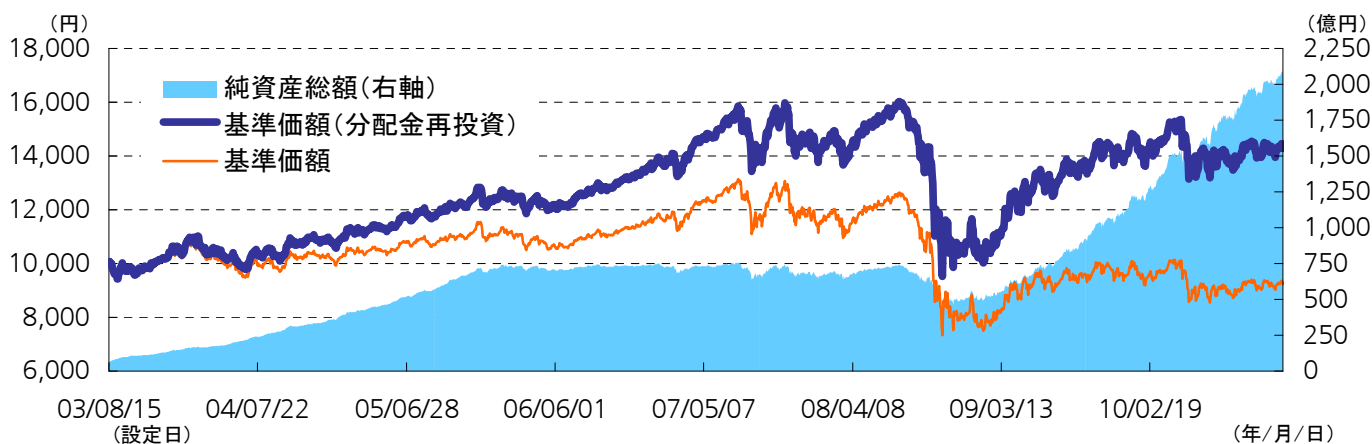
当ファンドは2010年12月17日に第86期決算を迎えました。当期の分配金額につきましては、運用環境、クーポン収入等を勘案し、80円(1万口当たり、課税前)とさせていただきます。

今後も、当ファンドの投資目的に基づき忠実な運用に努め、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行って参ります。一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

設定来累計									
4,940円									
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
2003/11/17	2003/12/17	2004/1/19	2004/2/17	2004/3/17	2004/4/19	2004/5/17	2004/6/17	2004/7/20	2004/8/17
40円	40円	40円	40円	40円	45円	45円	45円	45円	45円
第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
2004/9/17	2004/10/18	2004/11/17	2004/12/17	2005/1/17	2005/2/17	2005/3/17	2005/4/18	2005/5/17	2005/6/17
45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
2005/7/19	2005/8/17	2005/9/20	2005/10/17	2005/11/17	2005/12/19	2006/1/17	2006/2/17	2006/3/17	2006/4/17
45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
第31期	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
2006/5/17	2006/6/19	2006/7/18	2006/8/17	2006/9/19	2006/10/17	2006/11/17	2006/12/18	2007/1/17	2007/2/19
45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
2007/3/19	2007/4/17	2007/5/17	2007/6/18	2007/7/17	2007/8/17	2007/9/18	2007/10/17	2007/11/19	2007/12/17
45円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円
第51期	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
2008/1/17	2008/2/18	2008/3/17	2008/4/17	2008/5/19	2008/6/17	2008/7/17	2008/8/18	2008/9/17	2008/10/17
50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	80円	80円	80円
第61期	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期
2008/11/17	2008/12/17	2009/1/19	2009/2/17	2009/3/17	2009/4/17	2009/5/18	2009/6/17	2009/7/17	2009/8/17
80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円
第71期	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
2009/9/17	2009/10/19	2009/11/17	2009/12/17	2010/1/18	2010/2/17	2010/3/17	2010/4/19	2010/5/17	2010/6/17
80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円
第81期	第82期	第83期	第84期	第85期	第86期				
2010/7/20	2010/8/17	2010/9/17	2010/10/18	2010/11/17	2010/12/17				
80円	80円	80円	80円	80円	80円				

※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

基準価額(分配金再投資)の推移



※2010年7月分より、基準価額の計算方法を分配金加算から分配金再投資へ変更しました。

※基準価額(分配金再投資)は、ファンドの分配金(1万口当たり、課税前)でファンドを購入(再投資)した場合の価額です。

※当レポートにおける分配金については全て課税前としております。また基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型／海外／債券／累積投資適用

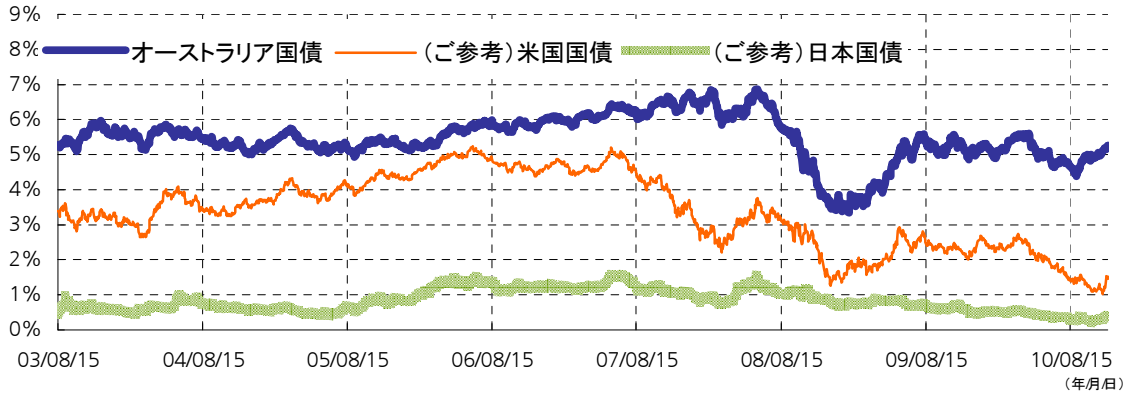
【設定・運用は】

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社



【ご参考】債券市場の推移

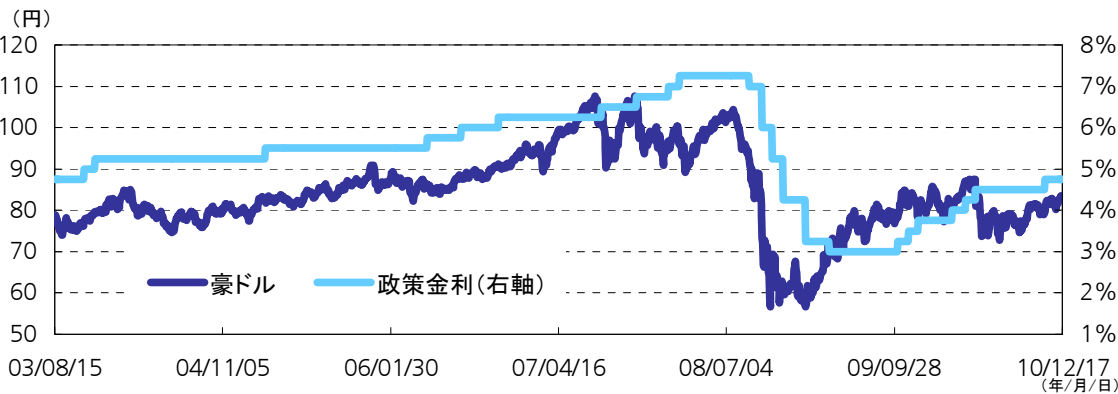
国債利回りの推移(ファンド設定日(2003年8月15日)～2010年12月17日)



各利回り:ブルームバーグ・ジェネリック5年債
出所:ブルームバーグ
※左記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。またファンドの運用実績ではありません。ファンドの投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

【ご参考】為替市場の推移

豪ドルの対円レート、及びオーストラリアの政策金利の推移(ファンド設定日(2003年8月15日)～2010年12月17日)



豪ドルレート:わが国の対顧客電信売買相場の仲値
出所:ブルームバーグ
※左記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。またファンドの運用実績ではありません。ファンドの投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

当期の市場動向

[オーストラリア債券市況]

今期の豪州債券市場の利回りは前期比で上昇しました。期初、豪州債券の利回りは緩やかに上昇してスタートしました。その後、期中盤にかけて、豪州の2010年の第3四半期の実質国内総生産(GDP)統計が予想を下回る内容となったことなどから豪州での利上げ観測が後退し、加えて欧州信用問題の再燃や朝鮮半島の情勢悪化を背景として市場で安全資産を選好する動きが強まったため、豪州債券の利回りは低下しました。期の後半以降は、豪州の11月の雇用統計の内容が良好だったことや、米国で大型減税措置の2年間の延長が暫定的に合意され景気浮揚効果への期待が高まったことなどから、豪州債券の利回りは上昇に転じました。期の終盤にかけても、中国の貿易統計の内容が良好だったことなどから豪州債券の利回りは上昇を続け、前期比で上昇した水準で期を終える展開となりました。尚、12月7日には豪州準備銀行(RBA)が豪州金利を据え置く決定をしましたが、事前予想通りとなったことから豪州債券市場には大きな影響はありませんでした。

[為替(豪ドル/円)市況]

今期の豪ドル/円の為替相場は、前期比で上昇しました。期の前半には、豪州における利上げ観測の後退や、欧州での信用不安問題の再燃、朝鮮半島の情勢悪化などからリスク資産を回避する傾向が強まり、豪ドルは対円で下落しました。期の後半には、豪州雇用統計の良好な内容や、米国・中国経済の景気に対する楽観的な見方を背景とした商品相場の上昇などが豪ドルの支援材料となって豪ドルは対円で上昇し、前期比で上昇した水準で期を終える展開となりました。

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型/海外/債券/累積投資適用

【設定・運用は】

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社



ファンドの特色

1 オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

- オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債を主要投資対象とします。
- UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス(円換算ベース)^{※1}をベンチマークとします。
- 組入債券の平均格付け^{※2}は、原則としてAA-格相当以上を維持します。
- 投資する債券は、原則として取得時においてA-格相当以上の格付けを取得している公社債、または(これらの格付けが無い場合)委託会社が同等と判断した公社債に限定します。

※1 UBSオーストラリア・ガバメント・インデックスは、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、オーストラリアの国債および州政府債から構成されています。UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス(円換算ベース)は、当インデックスを当社が円換算したものです。

※2 信用格付けにつきましては、詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご参照下さい。

2 組入国債等の利子・配当収益を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。

- 毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、信託約款の運用の基本方針に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行います。分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※ 基準価額が当初元本である1万円(1万口当たり)を下回る場合においても、利子・配当収益を中心に分配を行う方針です。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 外貨建資産への投資割合は高位を保ち、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動リスクがあります。ただし市況動向等により、為替ヘッジを行う場合があります。

4 運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

- スイスを本拠地とするグローバルな総合金融機関であるUBSグループの一員です。

リップラー・ファンド・アワード・ジャパン



LIPPER
FUND AWARDS 2009
JAPAN



LIPPER
FUND AWARDS 2010
JAPAN

債券型 豪ドル分類 「最優秀ファンド賞」 受賞

債券型 豪ドル分類 の3年、5年、10年の評価期間のうち3年において
2009年、2010年と2年連続で「最優秀ファンド賞」を受賞しました。

「リップラー・ファンド・アワードに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。リップラー・ファンド・アワードは、過去のファンドのパフォーマンスを分析したものであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リップラーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。

© Thomson Reuters 2010. All rights reserved.

【ご参考】UBSグループとは

- ◆UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約63,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。(2010年9月末現在)
- ◆UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界25カ国に約3,500名の従業員を擁し、約48.2兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2010年9月末現在)
- ◆UBS銀行(UBS AG)の格付けはAa3(ムーディーズ)/A+(S&P)です。(2010年11月末現在)

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型/海外/債券/累積投資適用

【設定・運用は】

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社



投資リスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。**したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

■ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

「その他の留意点」、「リスク管理体制」については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

その他の投資信託に関する一般的なリスク

- 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- 投資信託は預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります)。
- 投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入の皆さまが負います。

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型/海外/債券/累積投資適用

【設定・運用は】

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社



ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に2.10%(税抜2.00%)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
- 信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.30%の率を乗じて得た額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用 (信託報酬) 日々の信託財産の純資産総額に対して年1.05%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額とします。

合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)		
	委託会社	販売会社	受託会社
1.05% (1.00%)	0.49875% (0.475%)	0.49875% (0.475%)	0.0525% (0.050%)

※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

- その他の費用・手数料
 - ・監査報酬として、年105万円を上限(当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。)に信託財産より間接的に全受益者にて応分にご負担いただきます。※監査報酬として、年105万円を上限とする額が日々信託財産に計上され、原則として毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
 - ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※ 投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、事前に表示することはできません。

お申込みメモ

詳しくは投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

- 購入単位 購入単位は、販売会社が取り扱うコースに応じて定めるものとします。
- 購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
- 購入代金 販売会社の定める期日までにお支払いください。
- 換金単位 販売会社が独自に定めるものとします。
- 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
- 換金代金 換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
- 申込締切時間 販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。
- 換金制限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
- 購入・換金不可日 シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する場合には、購入・換金のお申込みの受け付けは行いません。
- 購入・換金申込受付の中止および取消し 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入・換金申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受け付けを取り消すことがあります。
- 信託期間 無期限(平成15年8月15日設定)
- 繰上償還 一部解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
- 決算日 毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
- 収益分配 年12回の毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
- 課税関係 課税上は株式投資信託として取り扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型／海外／債券／累積投資適用

【設定・運用は】

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社



委託会社、その他関係法人の概要

- 委託会社 UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会(社)投資信託協会／(社)日本証券投資顧問協会／日本証券業協会
- 投資顧問会社 UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 販売会社 販売会社情報一覧表をご参照ください

販売会社情報一覧表

商号等		加入協会		
		日本証券業協会	(社)日本証券投資顧問業協会	(社)金融先物取引業協会
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○		